

津波防災まちづくりの進め方

現在、町は行政の最重要課題として「津波防災まちづくり」を強力に推し進めています。この事業を進めるにあたり、正統的と認められているプロセスと手堅い手順を踏んで進めている津波防災まちづくりであり、ばこそ、財務省や国土交通省も後押しをしてくださっているものと受け止めています。

それでは、町民の皆さんに事業の進め方を分かりやすくお話ししますので、ご理解の上ご支援をいただきます。

当町の「津波防災まちづくり」の進め方の特徴は、まず、「津波防災まちづくり」の全体計画を策定する準拠となる津波ハザードマップを作製したこと、次いで、作製した津波ハザードマップに基づいて津波避難シミュレーションの解析を行い、津波避難計画および津波避難施設計画を策定したこと、取り分け、津波避難施設の建設の準拠を国

土交通省や警察庁の関与の下に作成した「道路上に設置する津波避難タワーの標準設計仕様基準」に求めることが出来たこと、最後に、当町の津波防災まちづくり事業が国土交通省中部地方整備局に設けられた「地震・津波に強いまちづくり検討委員会」において平野部のモデル地域に選ばれたことが挙げられるものと思えます。

このように当町の津波防災まちづくりの事業の進め方は、国の津波防災への対応の機先を制する形で津波防災事業を所管する国土交通省の大臣を始め、副大臣、関係局長などに「津波避難タワー」や「スーパージン」に関する具体的な提案を全国の自治体に先駆けて行い、政府における津波防災事業に関わるボトムアップの政策の形成が時間を要することをあらかじめ見越した上で大臣をはじめとするトップをターゲットとした形で政策提案を通して当町の考え方の浸透を図ったこと、また国のさまざまな事業にあらかじめ予算付け

現時点で「津波避難施設」は明示されていません。

これを受け、当町が「平成23年3月に発生した東日本大震災における津波被害などを踏まえ、占用許可対象物件として津波避難施設を位置づけしてほしい」旨の要望をした結果、国土交通省は道路法第32条第1項に関する「その他これらに類する施設として、若しくは、道路法施行令第7条改正による新たな占用物件として津波避難施設を整備」する方向で作業を進め、この12月7日に「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定、12日に公布され、今年の4月1日から施行の運びとなりました。

これら二つの特筆すべきことは、まさに当町の津波避難タワーが、衆議院予算委員会における国土交通大臣の前向きに評価する答弁や法律の改正に置いても裏付けられたように、国の推奨する津波避難タワーであることの証明であり、これまでの当町の津波避難タ

ワーの考え方や取り組みが国の考える津波避難タワーの整備方向となったこと、表れであると受け止めています。

今後考慮すべき点について

先日行われました地域防災訓練に際して、川尻区と住吉区の各町内会を回らせていただきましたが、居合わせた多くの町民の皆さんは異口同音に「一刻も早く避難タワーを作ってくれ、町長さん頼みます！」と訴えるように仰っていたのが印象的でした。皆さんの気持ち、私の胸に痛いほど突き刺さってきました。

町民の皆さんの気持ちに寄り添えば、いざという場合に命を託すことのできる津波避難タワーをスピード感を持って建設することが肝要であると受け止めています。そうであるからこそ、これまでに何度となく町民の皆さんに津波避難タワーの建設について説明する機会をお伺いしてきました。し

町長からのメッセージ 110

津波防災まちづくり⑦



を行い、事業が採択されるか否かについて強い影響力を持つ財務省の幹部に、当町の津波防災まちづくりの考え方を説明する機会を得ることが出来たこと、更に内閣官房を巻き込むことが出来たことなどにより、当町の津波防災まちづくりを進める上で内閣官房、財務省、国土交通省のトライアングルによる強力なバックアップ体制を構築することが出来たことが付け加わり、他の自治体の津波防災まちづくりへの取り組みと比較して一頭地を抜いた優位なポジションを獲得することが出来ているものと考えています。

特筆すべき点について

当町の津波避難タワーの建設を進めるにあたって、ほかに例を見ない特筆すべきことが二つほどありました。一つは、当町の計画している道路上の津波避難タワーが衆議院予算委員会において取り上げられ、当時の国土交通大臣から「道路は地域の方々に認識されて

波を想定したハザードマップを作製し、これに基づいて津波防災まちづくりの計画を策定してきました。一昨年の11月の末に出来上がった津波ハザードマップ「吉田町津波ハザードマップ」の示す津波被害は昨年8月末に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震が示すそれよりも大きいものです。当町の津波防災まちづくりは全て「吉田町津波ハザードマップ」に基づいて計画し策定します。内閣府の発表した南海トラフ巨大地震を受けて静岡県は、今年6月頃に第4次被害想定を発表すると聞いています

が、必要があればその結果を取り込み、当町の津波防災まちづくりの計画を補完していきたくと考えています。

また、住吉地区2基（K街区・L街区）、川尻地区1基（O街区）の津波避難タワー契約が成立しましたので、本年度末の完成を目指して事業を進めてまいりますが、残りの12基の津波避難タワーについても平成25

津波防災まちづくりの射程について

私は、これまで議員や町民の皆さんにお話ししてきたことですが、当町の津波防災まちづくりは正統的と考えられる進め方を採用してきました。まず、津波防災まちづくりの根拠となる1000年に一度の巨大大津

いるので（タワー）がどこにあるか分かりやすい。なかなかユニークで有効な手だてだと思う。という意味で、ぜひこういったことも進めてまいりたいと思えます」との前向きな大臣答弁が引き出されています。

国会における大臣答弁というものは、所管する省庁が当該事業に対して前向きな評価を下したことを物語るものであり、当町の道路上に設ける津波避難タワーの推進が公に認知されたことを意味するものと受け止め、当町にとって大変名誉なことであると喜んでいきます。

もう一つは、当初、当町の道路上の津波避難タワーは、道路法第20条第1項に定める「横断歩道橋にその他の工作物として津波避難施設が相互に効用を兼ねる施設、すなわち、兼用工作物として」整備することとしました。

その他の法的整理としては道路占用が考えられますが、占用が認められる物件は、道路法施行令第7条に掲げる物件に限られており、年度中に着手できるような力を挙げて取り組みたいと考えています。

また、25年度に入れば、川尻のすみれ保育園の改築、避難路や北区に設ける防災公園の整備が一步一歩前に進み、町民の皆さんに津波防災まちづくりを実感していただけるものと考えています。

当町の津波防災まちづくりは、大井川の堤防の嵩上げ、海岸防潮堤や港周辺の津波堤の強化・嵩上げ、坂口谷川の河口における水門の設置まで射程に収めています。この吉田町が吉田村を経て120余年の歳月中で、取り組む最大の事業ではないかと思えます。この津波防災まちづくりが完成して、初めて吉田町は新たな安全の土台の上に勢いのある豊かなまちづくりを継続することが出来るものと考えます。この津波防災まちづくりは己の命に代えてでも成し遂げなければならぬと考えています。町民の皆さんのご理解とご支援をよろしく願います。

